

If you can not see this quote, please wear JINS.

Where there is a will, there is a way.

by Abraham Lincoln

The 36th
Ordinary General Meeting
Of Shareholders

第36回定時株主総会招集ご通知
2023年11月29日(水)
株式会社ジンスホールディングス
証券コード 3046

J!NS

Magnify Life

JINS encourages people
to change the way they view the world,
to enrich their lives and unlock new experiences.
We look for the unseen, create new standards,
and think beyond glasses;
to Magnify Life.

株主各位

証券コード3046

2023年11月14日

群馬県前橋市川原町二丁目26番地4
株式会社ジンスホールディングス
代表取締役CEO 田中 仁
(電子提供措置の開始日 2023年11月7日)

第36回 定時株主総会招集ご通知

拝啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を以下のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://jinsholdings.com/jp/ja/ir/library/stockholdersmeeting/>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、銘柄名（ジンスホールディングス）又は証券コード（3046）（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席いただけない場合には、書面又はインターネットにより議決権を行使いただけます。電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2023年11月28日（火）午後6時30分までに「事前議決権行使のご案内（2ページ）」に従って議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

日 時 2023年11月29日（水曜日）午前10時（受付開始午前9時）

場 所 東京都千代田区神田錦町三丁目1番地 安田シーケンスタワー2階

（開催場所が昨年と異なりますので、末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご来場ください。）

目的事項

報告事項

- 第36期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第36期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議 案 剰余金の配当の件

- 第36回定時株主総会におきましては、株主の皆様へのお土産をご用意しておりません。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、下記事項は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結注記表
 - ・計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）
 - ・計算書類に係る会計監査報告

事前議決権行使のご案内

「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
事前の議決権行使には以下の2つの方法がございます。



TYPE A

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返信ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年11月28日（火）午後6時30分



TYPE B

インターネットによる議決権行使

- 1 QRコードを読み取る方法（スマート行使）又は
 - 2 ID/パスワード入力による方法
- ※詳しくは次ページをご覧ください。

行使期限 2023年11月28日（火）午後6時30分

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

Sample

A sample of the voting form titled '議決権行使書 株主 御中'. It features a table with 4 columns and 2 rows for voting. A red box highlights this table. Below the table is a section for 'スマートフォン用 議決権行使ウェブサイト ログインQRコード' with a QR code and a '見本' (sample) icon. The form also includes a date field '××××年 ×月××日' and a signature line.

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

議 案 ・賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
・否認する場合 → 「否」の欄に○印

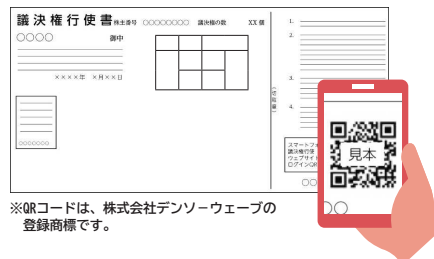
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使に際しては、以下の事項をご了承のうえ、ご行使ください。

方法（1）

QRコードを読み取る方法（スマート行使）

1. 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコード®をスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。
(ID・パスワードのご入力は不要です)
2. 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。
修正したい場合は、下記「ID・パスワード入力による方法」をご利用ください。



方法（2）

ID・パスワード入力による方法

1. 「議決権行使ウェブサイト」(下記URL) にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

2. パスワード（株主様に変更されたものを含みます）は今回の総会のみ有効です。

重複して議決権を行使された場合のお取扱い

- ・書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- ・インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

その他

- ・インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。
- ・書面又はインターネットにより事前に議決権を行使することができますが、当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、あらかじめご留意願います。

お問い合わせ

みずほ信託銀行証券代行部インターネットヘルプダイヤル
TEL 0120-768-524（フリーダイヤル）
受付時間：午前9時～午後9時（年末・年始を除く）

(株主様限定) 第36回定時株主総会インターネット配信のご案内

株主の皆様限定で、株主総会の模様をインターネットでライブ配信いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 配信日時 2023年11月29日(水) 午前10時～株主総会終了まで
※通信環境等により、若干の遅延が発生する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
2. 視聴方法

接続先URL

【ご郵送させていただいた招集通知に記載がございます。】

- ・上記のURLを入力またはQRコードを読み取り、ページの案内に従ってインターネット配信のページにアクセスしてください。
- ・インターネット配信のページへのアクセスには、以下のID・パスワードの入力が必要です。

ID	【ご郵送させていただいた招集通知に記載がございます。】
パスワード	【ご郵送させていただいた招集通知に記載がございます。】

3. ご視聴に関する注意事項

- ① ご利用される機器やインターネットの通信環境により、ご視聴いただけないなど、映像や音声に不都合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ② ご視聴に伴う通信料金等は株主様のご負担となります。
- ③ 配信をご視聴される株主様は、会社法上、本株主総会に参加したものと取り扱われるわけではございません。そのため株主総会当日の決議にご参加いただくことができません。また、その場でのご質問、ご意見及び動議はお受けすることができません。書面またはインターネットにより事前に議決権を行使のうえ、ご視聴ください。
- ④ インターネットにより事前にご質問を受付しておりますので、ご利用ください。
- ⑤ 配信の録画・撮影や保存、第三者への提供又は公開はご遠慮ください。また、接続先URLやID・パスワードの外部公開はお控えください。

4. よくあるご質問とご回答

- Q1) URLからアクセスできない
⇒ URLの誤入力にご注意ください。スマートフォン・タブレットをご利用の場合は招集ご通知記載のQRコードからのアクセスをお試しください。
- Q2) 動画が見られない、途中で見られなくなった
⇒ PCの場合、Google Chromeでの視聴を推奨しております。Webブラウザによってはご視聴できない可能性がございます。ご注意ください。
⇒ ライブ配信後の再配信はございません。
- Q3) 招集ご通知を紛失してしまいアクセスできない
⇒ ご自身の株主番号と氏名・住所をご記入のうえ、2023年11月28日(火)午後3時までにtoiawase@jins.com宛にメールでお問い合わせください。

(株主様限定) 事前質問の受付のご案内

次のウェブサイトから株主様からのご質問を事前にお受けします。

接続先URL	【ご郵送させていただいた招集通知に記載がございます。】
--------	-----------------------------

※事前質問ページへのアクセスには、次のアンケートコードの入力が必要です。

アンケートコード	【ご郵送させていただいた招集通知に記載がございます。】
----------	-----------------------------

受付期間：2023年11月22日（水曜日）午後6時まで

ご質問のうち、株主の皆様に関心の高い事項につき、株主総会でご回答させていただく予定ですが、個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

議 案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、中長期的な株主価値の増大を最重点課題と認識し、将来の事業展開に備えた適切な内部留保の充実と、株主の皆様への継続的かつ安定的な配当を実現していくことを基本方針とし、連結配当性向30%を目処に上期実績及び下期実績に応じてそれぞれ中間配当及び期末配当を実施しております。この方針に基づき、中間配当にて1株当たり13円の配当を実施しております。期末配当につきましては、下期の親会社株主に帰属する当期純利益から、過去の投資損失による影響を除外した金額に対し、連結配当性向30%の配当方針を適用し、1株当たり25円といたしたいと存じます。

なお、詳細につきましては、次のとおりであります。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は583,503,350円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年11月30日といたしたいと存じます。

以上

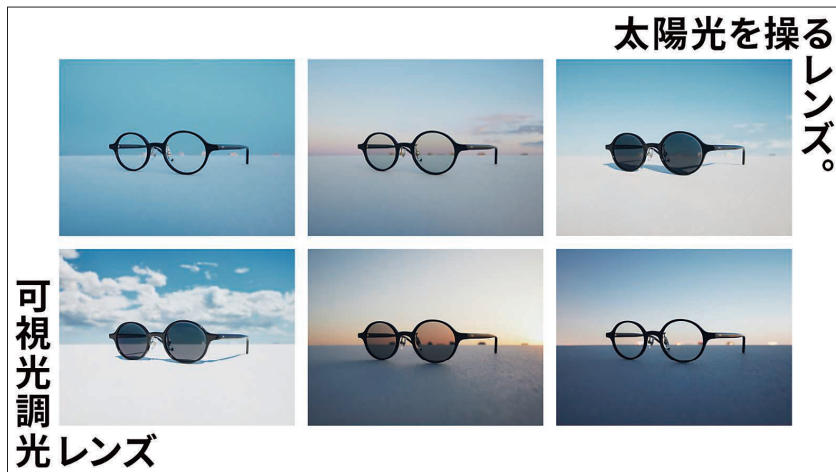
2022.12 -

新機能レンズが続々登場!



2022年12月、JINS史上最強に傷に強い「JINS無敵コーティング」と世界最高屈折率※「JINS極薄レンズ」を発売。メガネユーザーの悩みを解決するハイスペックなレンズを驚きの価格で提供しています。

※プラスチックレンズに限る



2023年7月、紫外線だけでなく目に見える光にも反応してカラー濃度に変化する「可視光調光レンズ」が登場。車の中でもレンズの色が変化するの、運転中の使用にもおすすめです。

2023.2

サ陸両用メガネ「JINS SAUNA」誕生



日常でもサウナでも使える、水陸両用ならぬ、サ陸両用メガネ「JINS SAUNA」をフロの日(2月6日)に発売。サウナーを中心に話題となり、大きな反響をいただいています。

2023.6

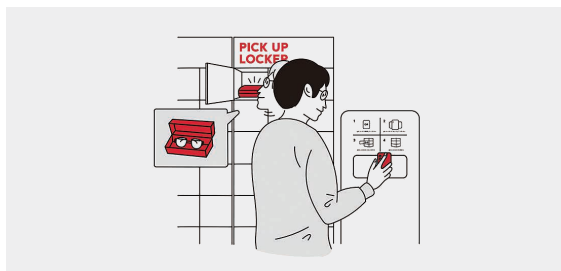
「JINS×Snow Peak」第2弾が登場



2021年に完売続出し、翌年に再販した「JINS×Snow Peak」から待望の新作が登場。スノーピークの人気アイテム“チタンマグ”を彷彿とさせる、無骨なチタンテイストの新作など全4シリーズを展開しました。

2023.5

メガネのセルフ受け取りロッカー導入



日本初※となるメガネのセルフ受け取りロッカー「PICK UP LOCKER」を一部店舗で導入開始。店舗の営業時間中ならいつでもすぐに受け取ることができ、無駄な待ち時間をなくします。※JINS調べ

2023.7

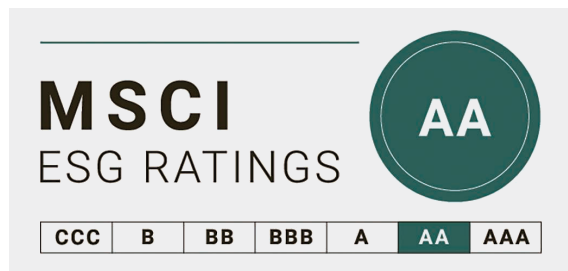
JINS史上最も太い「BE BOLD」発売



JINS史上最も太さがありながら、軽量樹脂素材を使用した軽やかなかけ心地が特長の「BE BOLD」を発売。ビジュアルには、『サンクチュアリ -聖域-』で猿桜を演じ、話題の一ノ瀬ワタルさんを起用。

2023.3

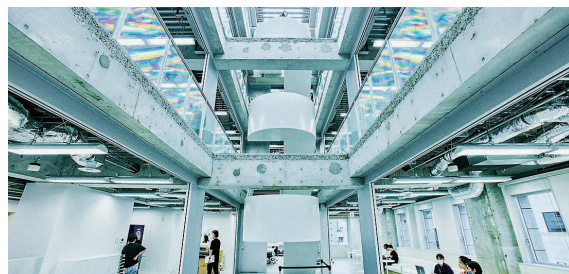
「MSCI ESGレーティング」で「AA」評価



世界の企業を対象にESGへの取り組みや情報開示の観点で格付けする「MSCI ESGレーティング」において、「AA」評価を獲得しました。

2023.5

JINS東京本社が神田に移転



東京本社を千代田区富士見（飯田橋）から同区神田錦町に移転。「壊しながら、つくる」をコンセプトにしたクリエイティビティを高める新オフィスで、ベンチャーの mindset と共に稼働を開始。

2023.4

「ONCA COFFEE」スタート



ロースタリー兼コーヒーショップの新規事業を開始。「ONCA COFFEE」の1号店を前橋にオープン。同月にJINSが初出店したはじまりの地である福岡市天神エリアに2号店をオープンしました。

2023.6

ベースアップと年間の休暇休日数を改定



店舗の正社員を対象に基本給のベースアップ及び年間の休暇休日数を改定。顧客体験の要である店舗で競争力を高めると共に、働く従業員にとってウェルビーイングな環境の実現に取り組みます。

JINS
36th Term Topics
Overseas Information

2023.2

上海宏伊国際広場店リニューアルオープン



2015年10月に改装した店舗を8年ぶりに再改装。上海の日本人アーティストが店内の植栽を担当。

2023.5

上海で、桜の植樹活動を4年ぶりに開催



2019年に上海の同済大学協力のもと始めた桜の「植樹」の取組。コロナ禍で中断していましたが、4年ぶりに活動を再開しました。

2023.6

「rim of jins」が海外初出店



日本国内で展開する「rim of jins」が、台湾に上陸し、LaLaport 台中に海外初出店を果たしました。

2023.7

台湾サービス大賞、2023年金賞受賞



JINS台湾が台湾サービス大賞のメガネ部門で金賞を受賞。2018年に日系企業として初めてメガネ部門で金賞を受賞して以降、今回で4回目。

企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年9月1日～2023年8月31日）における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響については、周期的な感染者数の増減が続いていたものの足許では減少傾向となり、5月から感染症法上の位置づけが変わったことにより影響は収束しつつあります。また、ウクライナ情勢の影響等から原材料の高騰や為替の影響に伴う物価上昇が続いておりますが、個人消費は旅行や外食を中心に持ち直しつつあります。世界経済においては、新型コロナウイルス感染症の対応は引き続き各国、各地域によって異なり、とりわけ中国では12月上旬までゼロコロナ政策による都市封鎖が断続的に行われたため、経済活動に影響が生じておりました。またロシアのウクライナ侵攻による経済的影響が長期化しており、原材料等の価格高騰による世界的なインフレ、各国間での金利格差拡大などによる景気の下振れリスクの高まりが懸念されております。

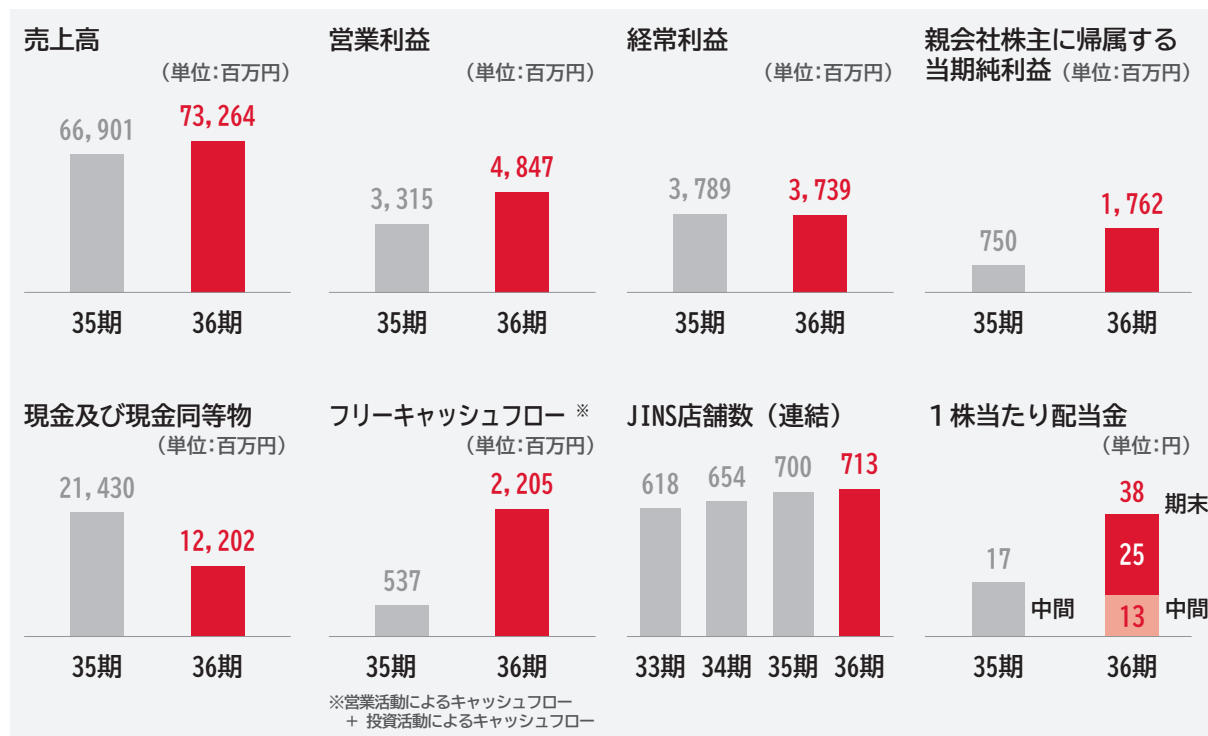
国内眼鏡小売市場（視力矯正眼鏡）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同期比は一進一退の状況が継続しており、新型コロナウイルス感染症発生以前の水準にはまだ回復していない状況です。

このような市場環境の中で、当社グループのアイウェア事業では、経営課題として掲げているサプライチェーンの再構築及びイノベティブなプロダクト開発の強化などの取り組みを進めてまいりました。サプライチェーンの再構築につきましては、海外での生産拠点の一極集中の解消や店頭までのリードタイムの短縮を目的に、株式会社ヤマトテクニカルを子会社化し、国内生産体制の強化に着手しております。商品開発につきましては、「近視のない世界の実現」に向けた取り組みの一環として、バイオレットライトを用いた近視進行抑制メガネ型医療機器の共同プロジェクトを進めており、当連結会計年度の研究開発費の総額は60百万円となりました。

店舗展開につきましては、当連結会計年度末におけるアイウェアショップの店舗数は、国内473店舗、海外240店舗（中国172店舗、台湾55店舗、香港9店舗、米国4店舗）の合計713店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は、前年の新型コロナウイルス感染症の影響からの反動、及び新規出店の効果もあり73,264百万円（前年同期比9.5%増）となりました。営業利益は、売上高が伸長したこと、及び広告宣伝費の削減など、販管費を抑制したことにより4,847百万円（前年同期比46.2%増）、経常利益は持分法適用関連会社の投資損失を計上したことにより3,739百万円（前年同期比1.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,762百万円（前年同期比134.6%増）となりました。

財務ハイライト



国内アイウェア事業

2023年8月末時点

国内店舗数

 **473** 店舗

JINS 国内店舗数

 **75** 店舗

うち国内ロードサイド店舗数

国内アイウェア事業につきましては、約7年ぶりに刷新した「JINS CLASSIC」シリーズ、「STANDARD」シリーズをはじめとした定番商品から販売価格を改定し、11月中旬以降は既存商品も同一の価格帯にしたことにより一貫単価が順調に伸長したことに加え、外出する機会が増えたことにより、パリエーションを増やしたカラーレンズや紫外線や目に見える光でもカラー濃度が変化する可視光調光レンズをはじめとした外出に適したオプションレンズの売上が好調だったこと等により、売上高は堅調に推移しました。

なお、JINSアプリの会員数が2023年8月末現在で約1,372万人となりました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、感染者数の増減による影響は徐々に縮小し、足許ではほぼ影響はなくなりました。

店舗展開につきましては、国内店舗数は473店舗（出店31店舗、退店22店舗）となりました。

以上の結果、国内アイウェア事業の業績は、売上高56,144百万円（前年同期比5.3%増）、営業利益4,464百万円（前年同期比12.5%増）となりました。

売上高

(単位:百万円)

53,303

56,144

35期

36期

営業利益

(単位:百万円)

3,967

4,464

35期

36期

海外アイウェア事業

2023年6月末時点

海外店舗数

 172 店舗

中国

 55 店舗

台湾

 9 店舗

香港

 4 店舗

米国

海外アイウェア事業につきましては、中国においては、新型コロナウイルス感染症の影響は、12月上旬に実質的にゼロコロナ政策が撤廃となり、その直後には一時的に業績は回復しました。しかしながら、不動産市場の低迷や雇用情勢の悪化に伴い景気が減速し、足許の業績に大きく影響がありました。

台湾においては、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であり、オプションとして取り揃えている日本製レンズが好評を博していること等により業績は順調に推移しておりました。

香港においても、新型コロナウイルス感染症の影響は限定的であり、業績は出店等により伸長しておりますが、足許では中国の景気減速の影響を受けておりました。

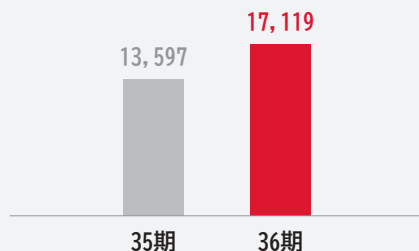
米国においては、前期末に不採算店舗を閉店し、EC事業を中心とした事業規模の拡大を目指した事業構造改革を進めておりました。

店舗展開につきましては、中国172店舗（出店5店舗、退店7店舗）、台湾55店舗（出店8店舗、退店2店舗）、香港9店舗（出店2店舗、退店なし）、米国4店舗（出店なし、退店2店舗）の合計240店舗となりました。

以上の結果、海外アイウェア事業の業績は、売上高17,119百万円（前年同期比25.9%増）、営業利益382百万円（前年同期は営業損失651百万円）となりました。

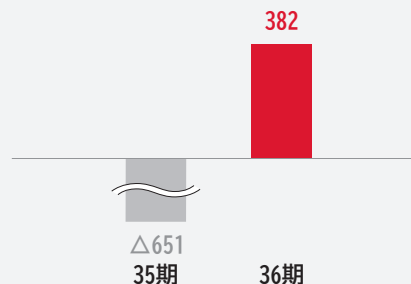
売上高

(単位:百万円)



営業利益又は損失 (△)

(単位:百万円)



セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

事業名/期	第36期 (2023年8月期・当連結会計年度)		
	金額	構成比	前年同期比
国内アイウエア事業	56,144百万円	76.6%	5.3%
海外アイウエア事業	17,119百万円	23.4%	25.9%
合計	73,264百万円	100.0%	9.5%

(2) 資金調達の状況

当社は、運転資金及び店舗出店数等に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、2022年8月26日付にて取引銀行と80億円のコミットメントライン契約を締結し継続しております。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資等につきましては、店舗の出店及び改装等を行い、敷金及び保証金を含めた設備投資総額は、4,985百万円となっています。事業部門別の内訳は、次のとおりであります。

【国内アイウエア事業】

ジンズミーナ天神店をはじめ、アイウエア専門ショップの新規出店31店舗、改装14店舗による敷金及び保証金等を含め、3,388百万円の投資を実施いたしました。

【海外アイウエア事業】

海外におけるアイウエア専門ショップの新規出店15店舗、改装15店舗による敷金及び保証金等を含め、1,596百万円の投資を実施いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分、新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2022年10月に株式会社ヤマトテクニカルの総議決権数の過半数を取得し、その後、2023年6月に同社の全株式を取得し、完全子会社としました。

(8) 対処すべき課題

当社グループの中長期的な経営戦略達成のための優先的に対処すべき課題は以下のとおりであります。

1. イノベーティブなプロダクト開発の強化

当社グループは、これまで「エアフレーム」や「JINS SCREEN」といったアイウェアに新しい価値をもたらす商品の開発を進めてまいりましたが、競争環境の激しい市場の中ではすぐにコモディティ化してしまい、商品の競争優位性がなくなってしまうことが課題であると認識しています。

そういった環境の中でも「近視のない世界の実現」に向けた取り組みの一環として、バイオレットライトを用いた近視進行の抑制を目的としたメガネ型医療機器の開発の共同プロジェクトを推進するなど、お客様との双方向のコミュニケーションを重ねながら、お客様のニーズにマッチした商品を安定的かつ継続的に開発し提供できるよう取り組んでまいります。



2. サプライチェーンの再構築

当社グループは、店舗で販売している商品のデザインや企画は自社で行っていますが、フレームの製造は主に中国の協力工場に製造を委託しております。海外での生産拠点の一極集中はグローバルな経済動向や為替変動などのリスクにさらされており、将来に亘る継続的かつ安定的な商品調達に課題があると認識しています。

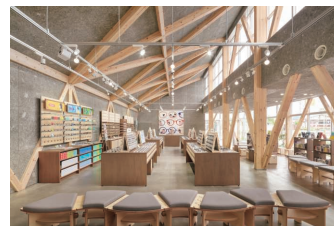
そのため、福井県に拠点を置くヤマトテクニカル社を子会社化し、当社グループの主要な販売拠点である日本国内での商品生産の拡大を目指し、生産拠点の分散化を進めるとともに、店頭までのリードタイムを短縮できるよう取り組んでまいります。



3. 持続的な店舗展開の推進

当社グループは、国内の店舗展開として、都心部や地方の中核都市及びその近郊、広域型ショッピングセンター、百貨店や駅ビル等を中心に出店を行うとともに、一部郊外ロードサイドの出店を行う等、ロケーションの多様化を推進してまいりましたが、単一フォーマットによる店舗展開を行っていたため、ロケーションやMD（マーチャングアイジング）の多様化に合わせた店舗の構築が重要な課題であると認識しております。

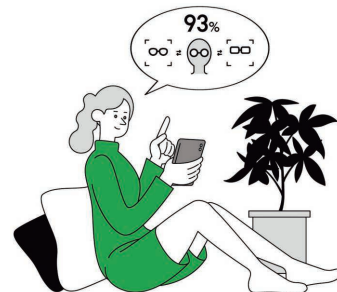
そこで、今までどおり、未出店の地域や郊外ロードサイドへの出店を進めつつ、現状の広さでは十分なサービス、商品展開ができない狭小店舗から、お客様に最適な購買体験をしていただくことができ、かつ生産性の高い規模の店舗へのスクラップ&ビルドを進めるなど、更なる店舗基盤の強化を進めてまいります。



4. デジタル化の推進

当社グループは、かねてよりECサイトでの販売やアプリの活用を進めておりますが、当社グループを取り巻く社会環境においては、ネットショップやデリバリービジネスなど対面を伴わない商取引が拡大しております。

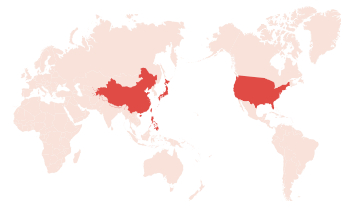
そういった環境の中で、ECサイトでの販売やアプリの活用を推し進めながら、店舗での接客、立ち寄りやすさといった長所も活かし、店舗とネットの相互の利点を組み合わせた取り組みを進めております。また、資本業務提携をしているフランスのデジタルアイウェアカンパニーであるFITTINGBOX社の保有するバーチャル試着及びAR(拡張現実)ソリューションをはじめとした先進的なデジタル技術を取り入れ、お客様のニーズに合わせた利便性の高い購買体験を提供してまいります。また、お客様との接点に限らず、本部における商品管理、業績管理等の業務においてもより高度なデジタル化を図り、最適化、効率化を進めることで生産性の向上に努めてまいります。



5. グローバル展開の推進

当社グループが、今後とも持続的な成長を成し遂げるためには、グローバル展開の推進が重要であります。海外ビジネスを拡大していくためには人的リソースが不十分であると認識しております。

今後、海外ビジネスに精通した人材の採用を積極的に行い、市場環境調査や経営管理面での充実を図るだけではなく、既存の事業展開にとらわれず、多様な知見、スキルを持ったグローバル人材の採用を促進し、各国の状況に即した新たなビジネスモデルの構築に取り組み、効率的な海外展開を進めてまいります。



6. サステナビリティ活動の推進

当社グループは、新たに「アイウェアを通して、未来の景色を変えていく。」というサステナビリティ・ステートメントを定め、「Magnify Life」というビジョンを事業活動を通じて実現し、持続可能な社会作りと企業価値の向上を目指しております。

新たなサステナビリティ・ステートメントのもと、今後取り組むべき重点領域を「環境への配慮」「安心の製品とサービス」「サプライチェーンの労働環境整備」「ヘルスケア・イノベーション」「社会への貢献」「健全なガバナンス」の6つと定め、社会的責任を果たすとともに、持続的な社会貢献に取り組んでまいります。

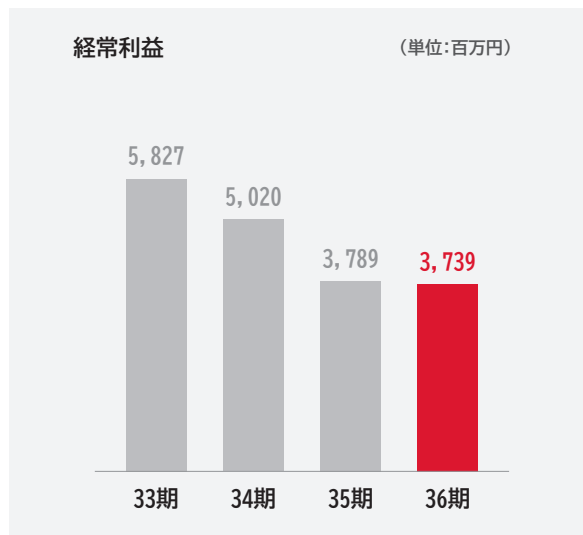
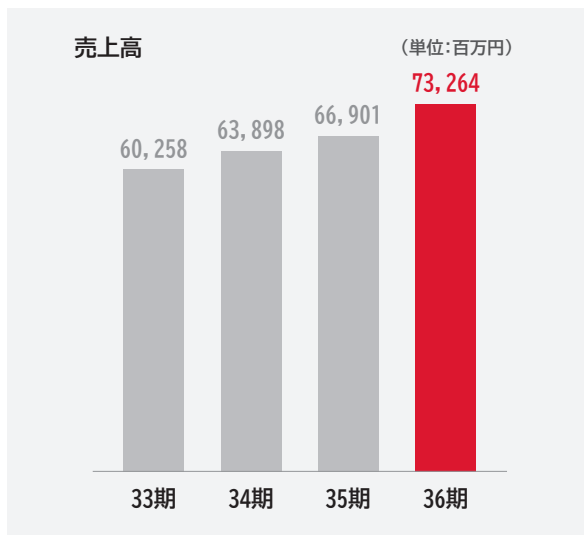


(9) 財産及び損益の状況

区 分	33期 (2020年8月期)	34期 (2021年8月期)	35期 (2022年8月期)	36期 (2023年8月期)
売上高 (百万円)	60,258	63,898	66,901	73,264
経常利益 (百万円)	5,827	5,020	3,789	3,739
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,687	3,292	750	1,762
1株当たり当期純利益 (円)	71.49	141.07	32.17	75.50
総資産 (百万円)	53,392	53,007	54,721	44,863
純資産 (百万円)	17,763	20,219	20,406	21,779
1株当たり純資産額 (円)	761.05	866.29	874.33	933.14

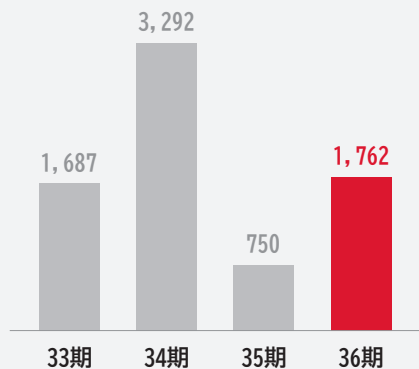
(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第35期の期首から適用しており、第35期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

財産及び損益の状況の推移グラフ



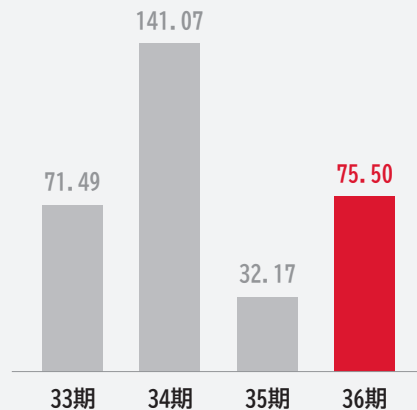
親会社株主に帰属する
当期純利益

(単位:百万円)



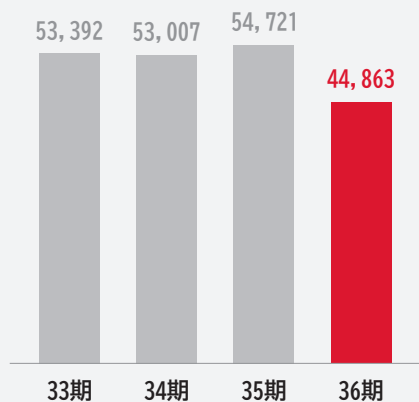
1株当たり当期純利益

(単位:円)



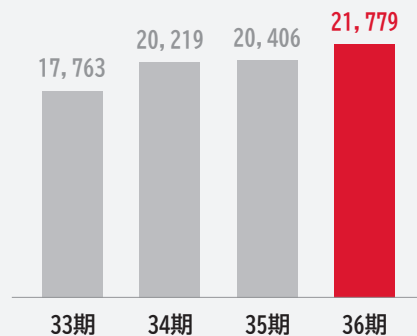
総資産

(単位:百万円)



純資産

(単位:百万円)



(10) 主要な事業内容 (2023年8月31日現在)

事業区分	事業内容
国内アイウェア事業	アイウェア（眼鏡、サングラス、その他眼鏡周辺商品）の企画・生産・流通・販売など
海外アイウェア事業	海外におけるアイウェア（眼鏡、サングラス、その他眼鏡周辺商品）の販売など

(11) 重要な子会社の状況 (2023年8月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率 ^{(注)1}	主要な事業内容
株式会社ジーンズ	110,000千円	100.0%	日本におけるアイウェアの企画・生産・流通・販売
吉姿商貿(瀋陽)有限公司	1,000千米ドル	100.0% (100.0%)	中国におけるアイウェアの販売
睛姿(上海)企業管理有限公司	22,270千米ドル	100.0% (100.0%)	中国におけるアイウェア事業の統括及びアイウェアの販売
JINS US Holdings, Inc.	48,500千米ドル	100.0%	米国におけるアイウェア事業の統括
JINS Eyewear US, Inc.	48,480千米ドル	100.0% (100.0%)	米国におけるアイウェアの販売
JINS CAYMAN Limited	3.76米ドル	100.0%	アジアにおけるアイウェア事業の統括
JINS ASIA HOLDINGS Limited	220,432千香港ドル	100.0% (100.0%)	アジアにおけるアイウェア事業の統括
台灣睛姿股份有限公司	81,000千台湾ドル	100.0%	台湾におけるアイウェアの販売
JINS Hong Kong Limited	45,000千香港ドル	100.0% (100.0%)	香港におけるアイウェアの販売
株式会社Think Lab ^{(注)2}	100,000千円	100.0%	オフィススペースの企画・運営・管理・コンサルティング

(注) 1. 議決権比率欄の()内は、当社の子会社等が所有する議決権の比率を内数で示しております。

2. 2023年9月12日をもって解散し、2024年8月期中に清算結了を予定しております。

(12) 主要な営業所の状況（2023年8月31日現在）

当社	所在地
本社	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4
東京本社	東京都千代田区神田錦町三丁目1番地 安田シーケンスタワー ^{(注)1}

子会社	本社所在地	店舗数
株式会社ジンス	群馬県前橋市	473店舗 ^{(注)2}
睛姿(上海)企業管理有限公司	中国上海市	172店舗 ^{(注)3}
JINS Eyewear US, Inc.	米国カリフォルニア州	4店舗 ^{(注)3}
台灣睛姿股份有限公司	台湾台北市	55店舗 ^{(注)3}
JINS Hong Kong Limited	中国香港特別行政区	9店舗 ^{(注)3}

(注) 1. 2023年5月に東京本社を移転しました。

2. 株式会社ジンス 地域別直営店舗数

北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	合計
15店	33店	204店	70店	67店	36店	48店	473店

3. 2023年6月30日現在の店舗数を記載しています。

(13) 使用人の状況 (2023年8月31日現在)

【企業集団の使用人の状況】

使用人数	前連結会計年度末比増減
3,486名 [1,628名]	113名減 [194名増]

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。

2. 使用人数欄の〔外書〕は、臨時従業員（1年以下の有期雇用契約者である準社員、契約社員及びアルバイト、並びにパートタイマー（1日8.0時間換算））の年間平均雇用人員数であります。

【当社の使用人の状況】

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
69名 [8名]	1名減 [1名増]	42.4歳	5.8年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。

2. 使用人数欄の〔外書〕は、臨時従業員（1年以下の有期雇用契約者である準社員、契約社員及びアルバイト、並びにパートタイマー（1日8.0時間換算））の年間平均雇用人員数であります。

(14) 主要な借入先の状況 (2023年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,045百万円
株式会社三井住友銀行	863百万円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

株式の状況（2023年8月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

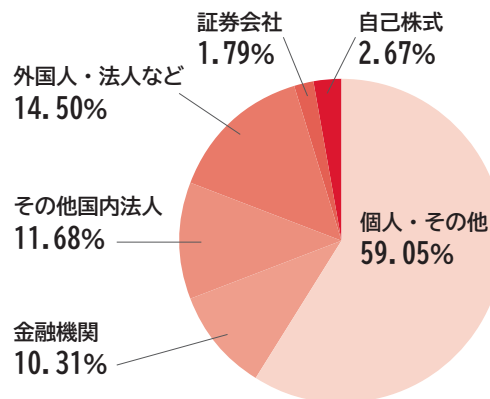
73,920,000株

(2) 発行済株式の総数

23,980,000株（自己株式639,866株を含む）

(3) 株主数

34,658名



(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
田中 仁	8,104,000株	34.72%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,470,000株	6.30%
合同会社マーズ	1,200,000株	5.14%
株式会社ジュピター	600,000株	2.57%
株式会社ヴィーナス	600,000株	2.57%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	595,500株	2.55%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND	501,000株	2.15%
中村 豊	480,000株	2.06%
上遠野 俊一	346,600株	1.48%
JP JPMSE LUX RE CITIGROUP GLOBAL MARKETS L EQ CO	333,695株	1.43%

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数1,470,000株は、信託業務に係るものであります。なお、これらの内訳は、年金信託設定分25,700株、投資信託設定分249,300株、その他信託設定分1,195,000株となっております。
2. 株式会社日本カストディ銀行の持株数595,500株は信託業務に係るものであります。なお、これらの内訳は、年金信託設定分37,400株、投資信託設定分486,200株、その他信託設定分71,900株となっております。
3. 持株比率は自己株式（639,866株）を控除して計算しております。

新株予約権等の状況（2023年8月31日現在）

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の発行価額	無償
転換価額	修正後9,197円 (転換価額は一定の条件の下、修正又は調整される)
新株予約権の行使期間	2020年3月13日～2025年2月14日 (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権付社債の残高	10,015百万円

会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年8月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
田中 仁	代表取締役CEO	吉姿商貿（瀋陽）有限公司 董事長 晴姿（上海）企業管理有限公司 董事長 JINS US Holdings, Inc. CEO JINS CAYMAN Limited Director JINS ASIA HOLDINGS Limited Director 台灣晴姿股份有限公司 董事長 株式会社ジンスノーマ 代表取締役 オイシックス・ラ・大地株式会社 社外取締役 株式会社ジンス 代表取締役CEO 株式会社Think Lab 代表取締役CEO 日本通信株式会社 社外取締役 めぶくグラウンド株式会社 社外取締役
田中 亮	取締役副社長	株式会社ヤマトテクニカル 取締役 晴姿（上海）企業管理有限公司 董事 JINS US Holdings, Inc. CFO
古谷 昇	取締役	有限会社ビークル 代表取締役 コンビ株式会社 社外取締役 サンバイオ株式会社 社外取締役 株式会社メドレー 社外取締役 参天製薬株式会社 社外取締役
國領 二郎	取締役	慶應義塾大学総合政策学部 教授 めぶくグラウンド株式会社 社外取締役 クオン株式会社 社外取締役 株式会社Hacobu 社外取締役
林 千晶	取締役	株式会社飛驒の森でクマは踊る 取締役会長 ビジョン株式会社 社外取締役 弥生株式会社 社外取締役 株式会社ハチハチ 代表取締役 株式会社Q0 代表取締役社長
有村 正俊	常勤監査役	株式会社ヤマトテクニカル 監査役 吉姿商貿（瀋陽）有限公司 監事 晴姿（上海）企業管理有限公司 監事 台灣晴姿股份有限公司 監察人

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
大井 哲也	監査役	TMI総合法律事務所 弁護士 株式会社マーケットエンタープライズ 社外監査役 テックファームホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員） TMIプライベート&セキュリティコンサルティング株式会社 代表取締役 株式会社イメージ・マジック 社外取締役（監査等委員）
太田 諭哉	監査役	株式会社スパイラル・アンド・カンパニー 代表取締役社長 税理士法人スパイラル 代表社員

- (注) 1. 取締役古谷昇氏、國領二郎氏及び林千晶氏は、社外取締役であります。
2. 監査役有村正俊氏、大井哲也氏及び太田諭哉氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、古谷昇氏、國領二郎氏、林千晶氏、大井哲也氏及び太田諭哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役太田諭哉氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2022年11月29日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって、中村豊氏が任期満了により取締役を退任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	6 名	112 百万円
監査役	3 名	24 百万円
合計	9 名	136 百万円

- (注) 1. 上記には、2022年11月29日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2021年11月25日開催の第34回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分120百万円）と決議させていただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役3名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2021年11月25日開催の第34回定時株主総会において年額300百万円以内と決議させていただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
4. 取締役会は、代表取締役CEO田中仁に対し、指名・報酬委員会（代表取締役及び社外取締役で構成）からの答申の内容の範囲内で、各取締役の基本報酬の額の配分の決定を委任しており、委任理由は当社全体の業績及び各取締役の評価を行うには代表取締役CEOが最適と判断したためであります。
- なお、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容は、「(3) 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法」に記載の取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針に基づき、取締役会が諮問機関として設置した指名・報酬委員会からの答申の内容の範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役CEOが各取締役の基本報酬の額を決定しました。指名・報酬委員会が答申の内容を決定するにあたっては、その内容が上記の決定方針に沿うか否かも含めて審議をしているため、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記の決定方針に沿うものと判断しました。
5. 業績連動報酬及び非金銭報酬等はありません。

(3) 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、透明性・客観性を担保するため、各職責及び貢献度を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、責任範囲の大きさ、業績及び貢献度などを総合的に勘案した固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位・職責・在任年数等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役CEOがその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、取締役会が諮問機関として設置した任意の指名・報酬委員会（代表取締役及び社外取締役で構成）からの答申の内容の範囲内での各取締役の基本報酬の額とする。

(4) 社外役員に関する事項

【他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係】

区分	氏名	兼職先及び兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	古谷 昇	有限会社ビークル 代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。
		コンビ株式会社 社外取締役	
		サンバイオ株式会社 社外取締役	
		株式会社メドレー 社外取締役	
		参天製薬株式会社 社外取締役	
	國領 二郎	慶應義塾大学総合政策学部 教授	当社は、同社に出資をしております。
		めぶくグラウンド株式会社 社外取締役	
		クオン株式会社 社外取締役	
		株式会社Hacobu 社外取締役	
	林 千晶	株式会社飛驒の森でクマは踊る 取締役会長	重要な取引その他の関係はありません。
		ビジョン株式会社 社外取締役	
		弥生株式会社 社外取締役	
		株式会社ハチハチ 代表取締役	
		株式会社Q0 代表取締役社長	

区分	氏名	兼職先及び兼職内容	当該他の法人等との関係
監査役	有村 正俊	株式会社ヤマトテクニカル 監査役	当社は、同各法人の完全親会社であります。
		吉姿商貿（瀋陽）有限公司 監事	
		晴姿（上海）企業管理有限公司 監事	
		台灣晴姿股份有限公司 監察人	
	大井 哲也	TMI総合法律事務所 弁護士	当社は、同事務所との間で法務顧問契約を締結しております。当社グループが当連結会計年度中に同事務所に支払った報酬総額は同年度の販売管理費の1.0%未満であります。
		株式会社マーケットエンタープライズ 社外監査役	
		テックファームホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）	
		TMIプライバシー&セキュリティコンサルティング株式会社 代表取締役	
	太田 諭哉	株式会社イメージ・マジック 社外取締役（監査等委員）	重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社スパイラル・アンド・カンパニー 代表取締役社長	
		税理士法人スパイラル 代表社員	

【各社外役員の主な活動状況】

区分	氏名	主な活動状況
取締役	古谷 昇	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
取締役	國領 二郎	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
取締役	林 千晶	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
監査役	有村 正俊	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会14回全てに出席し、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
監査役	大井 哲也	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会14回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
監査役	太田 諭哉	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会14回全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

【責任限定契約に関する事項】

当社は、2015年11月26日開催の第28回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款の規定に基づき当社が取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

a. 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限られます。

b. 監査役の責任限定契約

当社と監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限られます。

【社外役員の報酬等の総額】

社外役員の報酬等の総額等	人数：	6名	報酬等の額：	48百万円
--------------	-----	----	--------	-------

(注) 業績連動報酬及び非金銭報酬等はありません。

【記載内容についての社外役員の意見】

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	58 百万円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

会社の体制及び方針

・業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について決議いたしました。その内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社のコンプライアンスの考え方は、市場からの信任と評価を得られるようにするため、当社で働く全ての役員及び使用人が「倫理」及び「法の遵守」という視点から主体的に組織の浄化・改善や問題の解決を行うべく制定された「ジンズグループ倫理行動指針」を基本としております。

全社的なコンプライアンス体制の整備及び推進を図ることを目的に、コンプライアンスに関する課題を専門的に取り扱う部署として、管理本部法務課内にコンプライアンスグループを設置しております。コンプライアンスグループは、コンプライアンスに関する課題を広く取扱い、組織体制の整備、規程類の整備、全社的な情報収集を行っております。各部署で発生したコンプライアンスに関する事案を当該グループに集約することで、迅速で適切な対応を図る体制を構築するものです。

また、管理本部長を委員長とするコンプライアンス委員会を常設し、定期的に各部署がコンプライアンスに関する事案及び取り組み等について報告する機会を設けております。同委員会はコンプライアンスグループを事務局とし、さらなる情報の集約を実行するものとなっております。

コンプライアンスグループにおいて、役職員へ向けたコンプライアンス教育を定期的を実施しております。コンプライアンス教育を通じて、役職員のコンプライアンスの理解度を向上させ、ジンズグループ倫理行動指針の浸透を図っております。コンプライアンスグループ内にコンプライアンスホットラインとして公益通報窓口を設置し、通報者から直接情報収集を行うことができる体制をとっております。コンプライアンスホットラインは、コンプライアンスグループ内に設置している窓口及び個人情報的一切保存しない完全匿名な通報窓口システムの2つの社内窓口の他、独立性を有する法律事務所を社外窓口として設置し、より通報者の匿名性の確保を確実なものとしております。

監査担当部署は、社内規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性等について、定期的に内部監査を実施し、取締役会、監査役会及び代表取締役に対してその結果を報告しております。

反社会的勢力排除に向けた取り組みとして、全役職員が遵守すべき規範である「倫理行動規範」において、社会秩序の脅威となる反社会的勢力への毅然とした対応、違法行為・反社会的行為との断絶、及び反社会的勢力に対する一切の利益供与の禁止を宣言し、反社会的勢力との関係排除に取り組んでおります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に関わる情報を、文書又は電磁的媒体(以下、「文書等」といいます。))に記録・保存し、管理しております。「文書管理規程」には、保存すべき文書の範囲、保存期間、保存場所、その他文書等の保存及び管理の体制について定めております。なお、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクの顕在化防止に係る管理体制の整備、顕在化したリスクへの対応等を行うことにより、ジンズグループの業務の円滑な運営に資することを目的として「リスク管理規程」を定めております。「リスク管理規程」において、社会関連リスク、労務リスク、コンプライアンスリスク、製品・サービスリスク、情報関連リスク、事務リスク、信用リスク及びシステムリスクその他ガバナンス本部長が指定したリスクについて対応部署を明確に定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備、構築することとしております。

当社は、リスク管理を専門的に取り扱う部署としてリスク管理グループをガバナンス本部ガバナンス推進課内に設置するほか、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、情報管理委員会、情報セキュリティ委員会及び個人情報委員会を専門委員会として設置し、専門委員会を統括することを目的として、代表取締役を委員長とするガバナンス統括委員会を設置しております。各専門委員会は、その議事内容について定期的にガバナンス統括委員会へ報告するものとし、ガバナンス統括委員会は、定期的にその議事内容について、取締役会及び監査役会に報告する体制としております。リスク管理委員会では、海外のグループ会社内に設置するリスク管理委員会及び各部署からの報告も受けており、グループ全体としてのリスクに関する情報を集約できる体制をとっております。また、当社は、情報セキュリティに関するジンズグループ全体の指針として、「情報セキュリティポリシー」を定め、保有する情報資産に対する機密性、完全性及び可用性の維持ならびに向上を図り、ステークホルダーの信頼に応える体制をとっております。ガバナンス本部内に情報セキュリティに特化したITガバナンス課を設置し、社内のITセキュリティ体制を構築し、不正侵入及びハッキングへの対策等を行うとともに、委託先の情報セキュリティについても必要な監督を行っております。特に、個人情報については、ガバナンス本部内に個人情報保護に特化したプライバシーガバナンスグループを設置し、社内の個人情報保護体制を構築し、個人情報保護に関する法令遵守の徹底及び適切な取り扱いの確保を行っております。

加えて、監査担当部署がリスク管理委員会に報告されたリスクに対する管理状況を監査することで、内部統制と一体化したリスク管理を推進しております。今後も引き続き事業活動上の重大な事態が発生した場合には、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限に止める体制を整えてまいります。

その他、次のリスクに於ける事業の継続を確保するため、「経営危機対策要領」を定め、リスク管理体制を整備してまいります。

- 1) 地震、洪水、火災等の災害及び事故により重大な損失を被るリスク
- 2) 役員・従業員の不適当な業務執行により生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク
- 3) 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク
- 4) その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンを定めるため、中期経営計画及び半年度の事業計画を策定しております。経営計画及び事業計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図っております。

また、執行役員制度の導入により、一部業務執行権限の委譲による取締役の監督機能の強化を図るとともに、取締役会の下に、執行役員等で構成し代表取締役が議長を務める経営会議を設置し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し、意思決定を行っております。

(5) 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの総合的な事業の発展と繁栄を図り、関係会社の職務執行が効率的に行われる体制を整備・構築するため、「関係会社管理規程」を制定しております。

「関係会社管理規程」に従い、管掌責任者及び所管部門は事前の相談・報告と合議により関係会社に対する管理・指導を行っております。

当社グループの業績に対して重要度の高い関係会社は、当社常勤取締役、常勤監査役、執行役員及び当該関係会社経営陣により構成される経営連絡会において、経営成績その他の重要な事項について、定期的に報告を行います。

当社は、「リスク管理規程」により、当社グループを横断したリスク管理体制を整備・構築し、また関係会社においても「経営危機対策要領」に定めた災害、事故等が発生した場合は、速やかに対策本部を設置し対応を行います。

また、「ジンズグループ倫理行動指針」及び「倫理行動規範」は、当社及び関係会社の全ての役員を対象とするものとしており、全ての対象者に周知してまいります。

監査担当部署は、関係会社の業務の状況について、定期的に監査を行います。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、監査役会の運営事務その他の職務遂行につき補助すべき使用人（以下「監査役補助使用人」といいます。）の配置を求めた場合には、監査役と協議のうえ、速やかに監査役補助使用人を配置してまいります。

(7) 監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助使用人の異動・人事評価については、事前に監査役の合意を得るものといたします。また、監査役から監査業務に必要な命令を受けた監査補助使用人は、その職務に必要な範囲内において、文書の閲覧、調査場所への立入りその他の権限を有するものとしております。

(8) 取締役、執行役員及びその他の使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び執行役員は、定期的に職務執行状況を監査役に報告しております。また、取締役は、監査役に対して、法定の事項に加え、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告することとしております。

使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができることとしております。

コンプライアンスホットライン担当者は、通報窓口宛に通報を受けた事項のうち、取締役の職務に関する事項を監査役に伝達いたします。

監査役は、通報窓口への通報内容及び対応状況の報告と再発防止策の協議・検討を行うコンプライアンス委員会、ジンズグループ全体のリスク管理の推進について報告を行うリスク管理委員会、再発防止策の協議・検討を行うガバナンス統括委員会並びにコンプライアンス違反にかかる事実認定を行う賞罰委員会等の委員会に出席いたします。

(9) 関係会社の役員及び使用人が監査役に報告をするための体制

関係会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の取締役及び使用人と同様に、各社に重大な影響を与える事実が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、速やかに監査役に報告を行っております。

監査役は、必要に応じて関係会社の取締役及び使用人に対し、業務執行内容の報告を求めることができ、また、関係会社の監査役に対しても、監査の状況の報告を求めることができます。

当社は、前項及び本項により監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、当社又は関係会社において不利な取扱いを受けないことを確保するための制度を整備いたします。

(10) 当社の監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求した時は、速やかに当該請求を処理いたします。

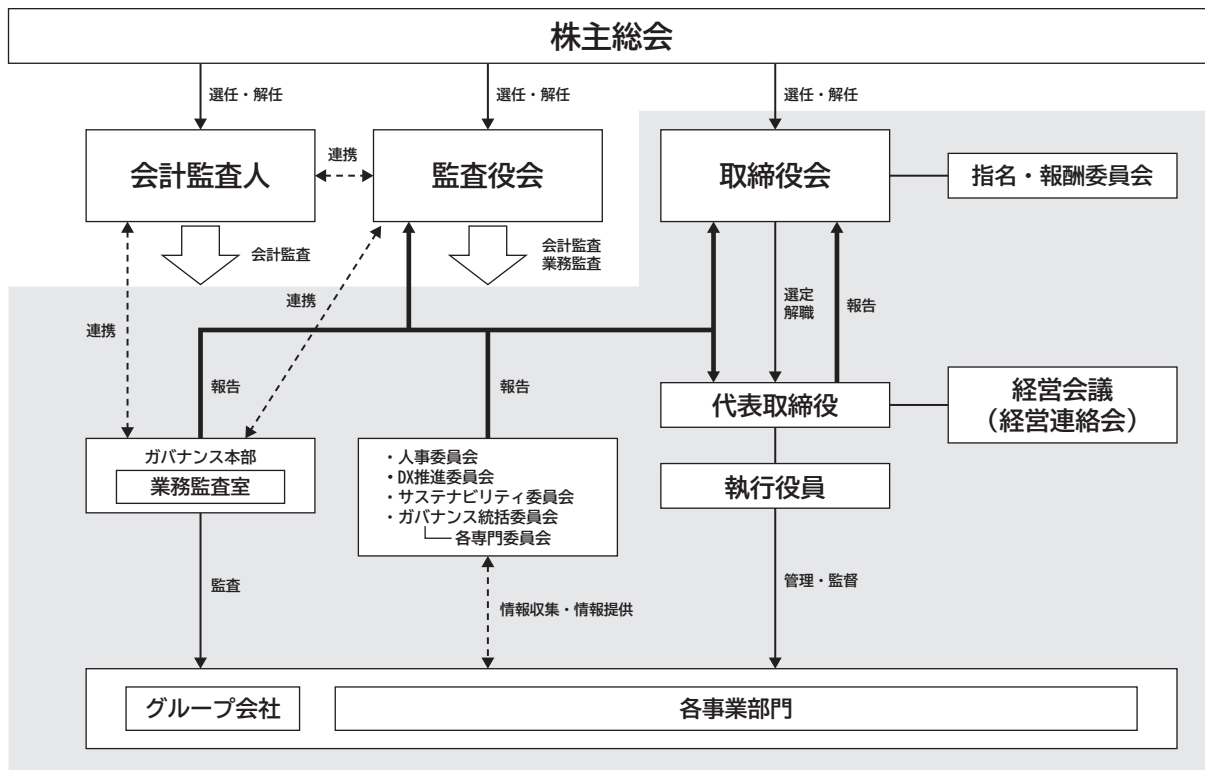
(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人、並びに関係会社の取締役、監査役及び使用人は、監査役職務の執行に積極的に協力して、業務の実施状況を報告し、その職務に係る資料を開示しております。

また、監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、情報交換や業務執行状況の確認をするとともに、必要に応じて会計監査人、弁護士その他の外部専門家と相談し、重要な改善策を取締役に具申しております。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役の指揮のもと、財務報告に係る内部統制システムの整備、運用並びにその評価・改善に取り組んでおります。



業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

(1) 内部統制システム全般

当社グループ全体の情報を集約し一元化するため、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、情報管理委員会、情報セキュリティ委員会及び個人情報委員会といった専門委員会を統括する「ガバナンス統括委員会」を設置しております。また、当社グループ全体の業務の適正を確保するために、海外を含む子会社のリスク管理委員会、コンプライアンス委員会との情報共有及び意見交換を実施するとともに、海外子会社の規程の整備を推進いたしました。

内部統制システム全般の整備・運用状況については、業務監査室が継続的にモニタリングを実施し、改善・強化に取り組んでおります。

(2) コンプライアンス

コンプライアンス委員会の運営を通じ、当社グループ全体のコンプライアンス意識の醸成に努めるとともに、ケーススタディに重点を置いた従業員向けeラーニングのコンテンツの充実と受講実績の管理を徹底することで、実態に即したコンプライアンス教育を推進いたしました。

また、コンプライアンスホットラインの窓口を拡充し、その制度周知に努めるとともに、通報事案については社内各部署、外部専門家と連携し適切な対応を行うとともに、コンプライアンス委員会において適時に報告を行っております。

(3) リスク管理

リスク管理委員会、情報管理委員会、個人情報委員会及び情報セキュリティ委員会は、各子会社と定期的に情報共有と意見交換を行い、当社及び子会社から報告された各種リスクについて対策を検討し、迅速かつ適切な対応を行っております。

(4) 内部監査

業務監査室及びITガバナンス課は、監査基本計画書に基づき当社グループの内部監査を実施しております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表（2023年8月31日現在）

（単位：百万円）

科目	当期	前期 (ご参考)	科目	当期	前期 (ご参考)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	23,757	33,174	流動負債	11,270	22,699
現金及び預金	12,202	21,430	買掛金	1,745	2,535
売掛金	5,059	4,514	1年内償還予定の 転換社債型新株予約権付社債	—	10,033
商品及び製品	4,107	5,406	短期借入金	1,887	1,869
原材料及び貯蔵品	474	446	1年内返済予定の長期借入金	33	70
その他	1,912	1,376	リース債務	353	370
固定資産	21,105	21,547	未払金及び未払費用	4,986	4,676
有形固定資産	11,122	9,750	未払法人税等	793	912
建物及び構築物	9,022	7,610	未払消費税等	525	245
機械装置及び運搬具	86	85	契約負債	514	350
工具、器具及び備品	785	729	賞与引当金	85	67
リース資産	688	911	商品保証引当金	190	168
建設仮勘定	250	125	事務所移転費用引当金	—	235
その他	287	287	事業構造改革費用引当金	—	628
無形固定資産	1,991	2,196	資産除去債務	—	356
その他	1,991	2,196	その他	152	179
投資その他の資産	7,991	9,601	固定負債	11,813	11,615
投資有価証券	1,012	2,166	転換社債型新株予約権付社債	10,015	10,025
長期貸付金	1,265	1,098	長期借入金	11	131
繰延税金資産	1,520	1,337	リース債務	215	317
敷金及び保証金	4,101	4,910	資産除去債務	1,070	265
その他	91	88	その他	501	875
資産合計	44,863	54,721	負債合計	23,083	34,314
			(純資産の部)		
			株主資本	21,509	20,051
			資本金	3,202	3,202
			資本剰余金	3,228	3,228
			利益剰余金	20,081	18,623
			自己株式	△5,003	△5,003
			その他の包括利益累計額	269	355
			その他有価証券評価差額金	93	189
			為替換算調整勘定	175	166
			純資産合計	21,779	20,406
			負債純資産合計	44,863	54,721

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2022年9月1日から2023年8月31日まで）

（単位：百万円）

科目	当期	前期（ご参考）
売上高	73,264	66,901
売上原価	17,001	14,770
売上総利益	56,263	52,131
販売費及び一般管理費	51,416	48,815
営業利益	4,847	3,315
営業外収益	360	950
受取利息	52	86
為替差益	—	524
補助金収入	179	160
受取補償金	—	110
事業構造改革費用引当金戻入益	60	—
その他	67	68
営業外費用	1,468	476
支払利息	141	149
為替差損	17	—
持分法による投資損失	1,107	71
不動産賃貸費用	116	213
その他	85	42
経常利益	3,739	3,789
特別損失	854	1,683
固定資産除却損	217	177
減損損失	511	355
店舗閉鎖損失	45	57
店舗臨時休業による損失	73	298
事務所移転費用引当金繰入額	—	235
事業構造改革費用引当金繰入額	—	539
その他	6	19
税金等調整前当期純利益	2,884	2,105
法人税、住民税及び事業税	1,280	1,354
法人税等調整額	△157	0
当期純利益	1,762	750
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	1,762	750

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（2022年9月1日から2023年8月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額				純資産計
	資本金	資剰余	本利剰余	益金	自己株式	株主資本計	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
2022年9月1日 残高	3,202	3,228	18,623	△5,003	20,051	189	166	355	20,406	
当期変動額										
剰余金の配当			△303		△303				△303	
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,762		1,762				1,762	
自己株式の取得				△0	△0				△0	
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△0			△0				△0	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						△95	9	△85	△85	
当期変動額合計	－	△0	1,458	△0	1,458	△95	9	△85	1,372	
2023年8月31日 残高	3,202	3,228	20,081	△5,003	21,509	93	175	269	21,779	

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月26日

株式会社ジズホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 片岡 直彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三木 練太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジズホールディングスの2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジズホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施致しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

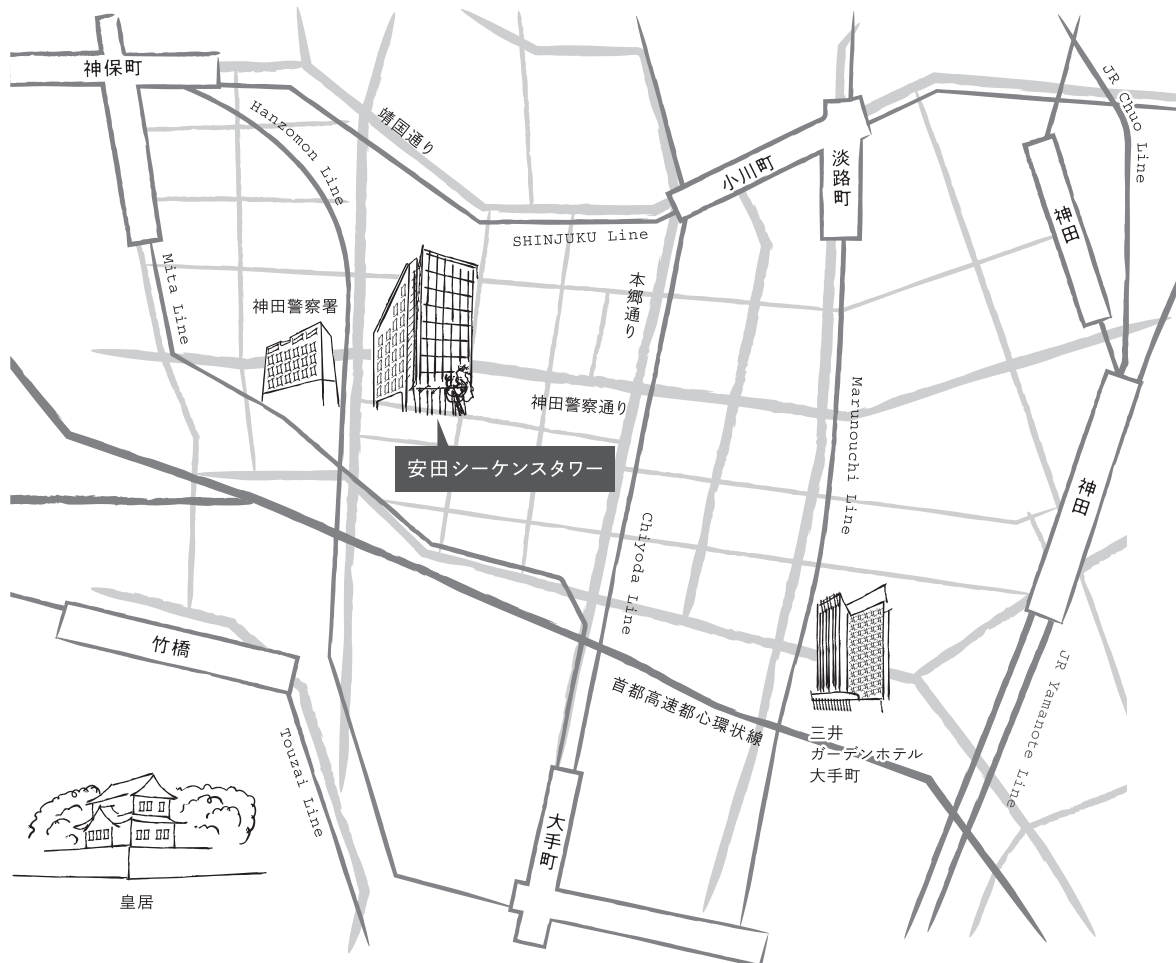
2023年10月26日

株式会社ジinzホールディングス 監査役会

常勤社外監査役	有村 正俊
社外監査役	大井 哲也
社外監査役	太田 諭哉

以上

Map Of
The General Meeting
Of Shareholders



Venue

安田シーケンスタワー 2F
株式会社ジンスホールディングス 東京本社
東京都千代田区神田錦町3-1
TEL 03-6890-4801

Access

東京メトロ東西線 / 竹橋駅 徒歩約5分
都営新宿線 / 神保町駅 徒歩約6分
都営新宿線 / 小川町駅 徒歩約6分
東京メトロ丸ノ内線 / 大手町駅 徒歩約8分
JR山手線 / 神田駅 徒歩約11分